

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

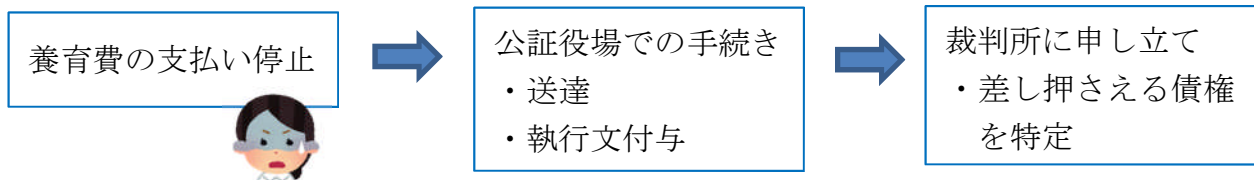
NO.48 養育費の差し押さえ(強制執行)



離婚の際に公正証書を作成して養育費について取り決めただけ、元夫（債務者）が養育費を支払ってくれない、このような場合、元夫の財産を差し押さえることができます。どのような手続きになるのかをみていきましょう。

手続きの流れ

差し押さえ（強制執行）は、地方裁判所の主導で行われます。必要書類 ①送達証明書 ②執行文を付与された公正証書正本 ③その他必要書類を裁判所に持参して、差し押さえの申し立てを行います。



①送達

送達とは、元夫（債務者）に公正証書の謄本を送付することです。送達証明書は、それを証明するもので、公証役場での手続きになります。元夫が引っ越していたりすると時間がかかることとなりますので、離婚後も元夫の住所は把握しておくようにしましょう。

②「執行文を付与された」公正証書正本

公正証書正本は、公正証書作成時にもらえます。それを公証役場に持参して、執行文を付与してもらいます。執行文とは、「公正証書を証拠として強制執行を行うことができる状況にある」という文章のことです。

差し押さえ（強制執行）

差し押さえは、裁判所主導で行われますが、裁判所が元夫の財産を調査してくれるわけではありません。元夫の給与を差し押さえる場合は、元夫が勤務する会社の登記事項証明書（代表者事項証明書）を法務局で取得する必要があります。元夫の預金を差し押さえるのであれば、銀行名と支店名は必要です。自営業者の場合、個人用の預金でも事業用の預金でも差し押さえは可能です。取引先に対する売掛金を差し押さえることも可能ですが、債券の種類（売買代金、請負代金等）や契約時期や内容もある程度特定する必要があるため、難しいケースが多いようです。

裁判所への申し立て

裁判所への申し立ては、弁護士に依頼することも可能ですが、それなりに費用がかかってしまいます。裁判所の窓口で相談にのってくれるので、自分で申し立てることも可能です。電話での問い合わせにも答えてくれるので、必要な場合は利用されたらよいでしょう。

給与の差し押さえ

元夫の給与を差し押さえる場合、裁判所から、勤務先と元夫の両方に差し押さえ命令が通達されます。妻には、差し押さえ命令が発令されたという連絡が届きます。通達から1週間後から取り立てが可能になりますので、妻は勤務先と連絡をとり、債権（養育費）の受け取り方法などを話し合います。差し押さえは、裁判所主導とはいえ、妻もかなりの労力が必要になります。

元夫の預金口座がわからない場合

弁護士に依頼するのも一つですが、最近は、個人情報の保護のため、弁護士が銀行に照会しても教えてくれないケースも増えています。苦肉の策ですが、元夫の自宅あるいは勤務先近くの金融機関にあたりをつけて、申し立ててみるのも手だと思います。その銀行に口座がなければ、差し押さえを取り下げればよいだけです。特に不利益はありません。ただし、申し立て費用はかかります。

差し押さえ限度額

給与を差し押さえるといっても、元夫の給与全額を差し押さえることはできません。手取り額の2分の1が限度額となります。元夫の給与が30万円で、そこから税金・社会保険料・通勤手当を差し引いた金額が20万円だとすると、 $20 \text{万円} \times 2 \text{分の} 1 = 10 \text{万円}$ が差し押さえ可能額となります。ちなみに、養育費は、手取り額の2分の1を差し押さえることができますが、他の債権（慰謝料や貸金）は、手取り額の4分の1までとなっています。

Pick Up 1

以前、ご利用いただいた方から、保険の見直しについてのお問い合わせがあります。お渡しした名刺に、FP（ファイナンシャルプランナー）の資格を書かせていただいているからです。保険を専門的に扱っているわけではないですが、証書を拝見できればある程度はわかりますので、ちょっと見てほしいなという方は、お気軽にご連絡ください。保険会社と提携などはしていませんので、中立的な立場でアドバイスさせていただきます。今のところ、業務としては行っていませんので無料です。お得なときは是非ご利用ください。保険の見直しも終活の1つですね。



鱸（すずき）行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR 芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

URL <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com